

様式 - B

用語	砂防指定地	地すべり防止区域	急傾斜地崩壊危険区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
よみ	さぼうしていち	じすべりぼうしき	きゅうけいしゃちぼうか いきけんいき	どしゃさいがいけいかい いき	どしゃさいがいとくべつ けいかいいき
根拠法	砂防法(明治30年法律 第29号)	地すべり等防止法(昭 和33年法律第30号)	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律(昭和44年法律第57 号)	土砂災害警戒区域等に おける土砂災害防止対 策の推進に関する法律 (平成12年法律台57号)	土砂災害警戒区域等 における土砂災害防止対 策の推進に関する法律 (平成12年法律台57号)
実施者	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
対象者				住民	住民
解説	砂防えん堤等の設置 を行う土地や、樹木の 伐採・土砂を人為的に 移動させるなどの行為 を禁止もしくは制限す べき土地である。これよ り、下流に被害を及ぼす 多量の土砂の流出を防 ぐ。	実際に地すべりを起こ している区域又は地すべ りを起こすおそれの極 めて大きい区域であり、 水の放流や地下水を増 加させる行為を制限す る必要がある区域であ る。まれに排水の悪い 農地の造成が規制され ることがある。	崩壊するおそれがあり、 その斜面が崩れると多 数の人家に被害が生じ るおそれのある区域で あり、樹木の伐採・土砂 を人為的に移動させる などの行為を制限する 必要がある区域である。	急傾斜地の崩壊等が発 生した場合に、住民等 の生命又は身体に危害 が生ずるおそれがある と認められる土地の区 域で、当該地域におけ る土砂災害を防止す るために警戒避難体制 を整備すべき区域	土砂災害警戒区域の内 で、著しい危害が生ず るおそれがあると認め られる区域。この区域 内では、一定の開発行為 の制限や、居室を有す る建築物の構造の規制 がなされる。
注意す べきポイント (防災上の 注意すべ その他)				市町村長により土砂災 害に対する警戒避難体 制の整備が実施され る。	
				「イエローゾーン」と呼ぶ ことがある。	「レッドゾーン」と呼ぶこ とがある。